

## 令和5年度飯能市低所得者の子育て世帯に対する加算給付金（対象児童1人5万円）のご案内

- 低所得者の子育て世帯に対する加算給付金（対象児童1人5万円）は、物価高騰の影響を受けている低所得者の子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金の額は、対象児童1人当たり5万円です（1回限り）。

### 支給対象世帯

生計を同一にしている18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童が同一世帯にいる以下の世帯

①【非課税世帯】

令和5年度飯能市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（追加7万円分）の支給対象に該当する世帯

②【均等割のみ課税世帯】

令和5年度飯能市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円）の支給対象に該当する世帯

### 支給手続きの方法

①【非課税世帯】

令和5年度飯能市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（追加7万円分）を口座振り込みで受給し、世帯主の変更がない。

②【均等割のみ課税世帯】

令和5年度飯能市住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（1万5千円）を世帯主名義の口座振り込みで受給し、世帯主及び世帯員の変更がない。

はい

いいえ

#### 手続きは不要です

- ・令和6年3月下旬に、飯能市から支給対象世帯の世帯主に対し、支給予定通知を送付します。
- ・①令和5年度飯能市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（追加7万円分）または②令和5年度飯能市住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（1万5千円）を受給した口座に、給付金を振り込みます。

#### 手続きが必要です

- ・申請期限は、令和6年5月31日（金）です。
  - ・申請書は、飯能市ホームページからダウンロードするか、飯能市役所給付金担当等で配布します。
- ※対象と思われる一部の世帯へは令和6年3月下旬に、飯能市から世帯主に対し、申請書類を送付します。

⚠ 低所得者の子育て世帯に対する加算給付金の【振り込め詐欺】や【個人情報の詐取】にご注意ください！

自宅や職場などに、国、都道府県、市区町村（の職員）を語る不審な電話や郵便があった場合は、飯能市役所や飯能警察署にご連絡ください。

## よくある質問（Q&A）

Q-1 給付金を受け取るのは誰になりますか？

A-1 支給対象者は、世帯主になります。

Q-2 別居している対象児童の給付金を受け取ることは可能ですか？

A-2 別居監護申立書を提出し、生計が同一であることが確認できれば、支給対象となります。ただし、他自治体で5万円の支給を受けていないことが条件となります。

Q-3 基準日（令和5年12月1日）以降に出生した子供は対象児童になりますか？

A-3 対象児童となります。ただし、出生した子供（新生児）のこども加算にかかる申請期限は当該給付金の申請期限と同様になりますので、申請が間に合う新生児分が対象児童となります。  
例えば、令和6年5月31日に生まれた場合であっても、申請期限は令和6年5月31日（金曜日：消印有効）となります。

Q-4 単身で寮に入っている子供等、同一世帯に住民登録はないが、生計が同一である18歳以下の子供は対象児童になりますか？

A-4 当該児童が単身で寮に入っているなど、こども加算の支給対象者となる世帯主が同一世帯にいない児童に限っては、別世帯である世帯主がその児童と生計が同一であることが確認できれば、支給対象となります。別居監護申立書を提出していただきます。

Q-5 世帯主が18歳以下の対象児童本人のみとなる場合、こども加算の支給対象となりますか？

A-5 支給対象とはなりません。ただし、18歳以下の世帯主（A）のほかに対象児童（B）がいる場合は、児童（B）分のこども加算を支給することが可能です。

Q-6 基準日（令和5年12月1日）以降に子供を連れて、離婚しましたが、こども加算給付金の支給対象となりますか？

A-6 支給対象となる可能性があります。通常の申請書類に加え、離婚日や子供が確認できる戸籍謄本を提出してください。

Q-7 令和5年度飯能市住民税非課税世帯に対する給付金（追加7万円分）の受給手続きをしなかった場合、こども加算給付金のみ申請することは可能ですか？

A-7 可能です。こども加算給付金のみ支給します。

○その他詳細につきましては、飯能市ホームページをご覧ください。以下の担当までご相談ください。

## お問い合わせ

担当 飯能市給付金担当

住所 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所本庁舎1階101会議室

電話 042(978)8031 受付時間 9時から17時まで（土日祝日を除く）

Eメール kyufukin@city.hanno.lg.jp